議案第２１１号

上越市片貝縄文資料館条例の一部改正について

上越市片貝縄文資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市片貝縄文資料館条例の一部を改正する条例

上越市片貝縄文資料館条例（平成１８年上越市条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表使用料（１時間につき）の欄を次のように改める。

使用料（１時間につき）
１７０円
１７０円
４２０円
２００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。